

平成25年(ワ)第5815号 地位確認等請求事件

原告 吉井 康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外2名

証 拠 説 明 書

平成25年8月1日

大阪地方裁判所 第5民事部4係 御 中

原告訴訟代理人弁護士

関 川 信 也

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	
甲1	特任教員任用 規程	写し	H21.11頃	被告学校法 人大阪経済 大学	被告学校法人大阪経済大学にお ける特任教員Aの任用基準及び 任用手続
甲2	書籍『VEハ ンドブック』 (抜粋)	原本	H23.4	社団法人日 本バリュー エンジニア リング協会	原告が特任教員任用規程第4条 (1)で定める特任教員A任用 基準の①を満たしていること
甲3	書籍『サステ ナビリティの 政策と経営』 (抜粋)	原本	H22.5.20	株式会社晃 洋書房	同上
甲4	論文『インタ ーネットショ ッピングにみ られるスウェ デンと日本の 学生のライフ スタイルに関 する比較研究』	原本	H22.4.7	大阪経済大 学会	同上
甲5	特任教員任用 資料	写し	H24.9頃	原告	原告が特任教員任用規程に定め る手続にしたがって特任教員任 用申請をしたこと(第9条①)

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	
甲 6	本学における役職歴	写し	H24.9 頃	原告	原告が特任教員任用規程に定める手続にしたがって特任教員任用申請をしたこと（第9条④）
甲 7	3ヵ年講義計画	写し	H24.9 頃	原告	原告が特任教員任用規程に定める手続にしたがって特任教員任用申請をしたこと（第9条③）
甲 8	大阪経済大学規程集	写し	H22.3 頃	被告学校法人大阪経済大学	被告学校法人大阪経済大学において、特任教員が支給を受ける給与
甲 9	関西地区 私立大学・短期大学労働条件等資料集	写し	H24	関西地区私立大学教職員組合連合、兵庫県私立学校教職員組合連合大学部	同上
甲 1 0	CD	写し	H24.10.15（録音日）	原告	平成 24 年 10 月 15 日における原告と被告井形浩治との会話内容。被告井形浩治が原告の特任教員任用申請を特任教員任用規程の根拠に基づかずに拒絶しようとしていることが分かる。
甲 1 1	録音反訳書	写し	H25.7.30	原告及び原告代理人	同上

特任教員任用規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学（以下「本学」という。）の特任教員の任用に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本学の教育、研究水準の向上のために特に必要があると認められるときは、次に掲げる者のうち一定の基準をみたした者を特任教員として任用することができる。

(1) 本学に6年以上勤務し、定年退職した専任教員（「特任教員A」という。）

(2) 大学または研究機関等を定年退職または中途退職した者（「特任教員B」という。）

(任期)

第3条 任期は次の各号の定めによる。

(1) 「特任教員A」の任期は3年とする。

(2) 「特任教員B」の任期は、60歳以上本学専任教員の定年までの期間とする。

(任用基準)

第4条 特任教員となる者は、以下の基準をみたしていなければならない。

(1) 「特任教員A」

① 過去5年間において専門分野における研究論文を2点以上、あるいは著書1点以上を公表し、研究が継続して行われていること。

② 過去5年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと。

③ 任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと。

④ 本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること。

(2) 「特任教員B」

本学の教員としてふさわしい研究業績および教育能力をもつこと。

(任用)

第5条 任用は、以下の組織において行う。

(1) 「特任教員A」の任用は、特任教員推薦委員会の推薦により、各学部教授会において行い、理事会の承認を得るものとする。

(2) 「特任教員B」の任用は、各学部教授会において行い、理事会の承認を得るものとする。

(特任教員推薦委員会)

第6条 特任教員推薦委員会は、学長、各学部長、教務委員長、および各研究科長によって構成する。学長は委員長となる。

(職務)

第7条 職務は、専任教員に準じる。

(労働条件等)

第8条 労働条件に関する事項は、「特任教員就業規則」による。

2 給与に関する事項は、「特任教員給与規程」による。

(任用手続き)

第9条 「特任教員A」の任用は、以下の手続きによる。

- ① 推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める。
- ② 教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する。
- ③ 学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。
- ④ 推薦委員会は、対象者に本学における役職歴の提出を求める。
- ⑤ 推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
- ⑥ 当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する。
- ⑦ 当該教授会の学部長は、教授会で決定された候補者について理事会にただちに報告する。
- ⑧ 教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する。

2 「特任教員B」の任用は、専任教員の任用手続きに準じて行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て大学評議会が行う。

附 則

1 この規程は2009年11月27日に制定し、2010年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、「特任教員の任用に関する規程」を廃止する。